

令和2年度 千葉県立長生高等学校 部活動に係る活動方針

1 趣旨

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁 平成30年3月策定)、
「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(文化庁 平成30年12月策定)
及び「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」(県教育委員会 平成30年6月
策定)に基づき、ここに「千葉県立長生高等学校 部活動に係る活動方針」を定める。

2 基本方針

- (1) 部活動は教育課程での取組とあいまって、生徒の「生きる力の育成」を実現する役割を果たさなければならない。よって学校の教育目標に基づき、計画的に実施するものである。
- (2) 部活動の実施にあたっては、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、適切な運営が行われるようにする。

3 目標

- (1) 部活動を通して、自主性・協調性・責任感・連帯感などを育成するとともに、「文武両道」の実現に向け、心身を鍛え充実した生活を築こうとする主体的な態度を育てる。
- (2) 技術・競技力を向上させるだけでなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ資質や能力を育てる。

4 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

・運動部

野球・陸上競技・柔道・剣道・ソフトテニス・サッカー・バスケットボール・バレーボール・卓球・水泳・空手道・テニス・弓道

・文化部

文芸・社会科研究・E S S・写真・書道・放送・美術・吹奏楽・コーラス・マンドリン
・華道・茶道・J R C・演劇・将棋・サイエンス(数学班、物理班、化学班、生物班、地学班)

・同好会

ダンス、囲碁、フォーク研究

(2) 活動時間及び日数について

活動時間 学期中：平日2時間程度 週休日等：3時間程度(練習試合や大会等を除く)
長期休業中：3時間程度(練習試合や大会等を除く)
いずれも、完全下校時刻は午後7時とする。

(3) 部活動の休養日の設定

学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日等は

少なくとも1日以上を休養日とする。週休日等に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

(4) 大会参加について

部活動として参加する大会(行事)は以下の点に該当するものとする。

- ・高体連、高野連、高文連が主催、共催、後援する大会
- ・その他の大会(行事)については、生徒の健康面・安全面・学習面、経済的負担等に十分配慮した活動計画の下において、保護者の同意を得て、校長が許可した場合のみ参加を認める。

(5) その他

定期考査初日の1週間前から考査終了までの期間は部活動を行わない。また、学校閉庁日(夏期休業中及び年末年始)も部活動を行わない。ただし、大会直前であるなど特別な事情があるときには、必要最小限の練習日、練習時間で、生徒・保護者の同意の下、校長の許可を得て活動することがある。

5 各部の活動方針の策定等

(1) 校長は、毎年度、「部活動に係る活動方針」を策定する。

(2) 各部活動顧問は「各部の基本方針」並びに「毎月の活動計画」「毎月の実績報告」を作成し、校長に提出する。

6 部活動の運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上、欠かすことのできない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

(3) 安全面の配慮

- ・部活指導中における事故の未然防止のため、日頃から、施設・設備等の点検を実施する。
- ・事故が発生した場合は、本校の危機管理マニュアルに従い、顧問は迅速な対応をする。
- ・スポーツ医・科学の研究成果を積極的に取り入れ、指導場面で活用する。
- ・顧問は、心肺蘇生法・AED使用等の研修を受け、実践できるようにする。
- ・気象庁の高温注意報が発せられた場合は、熱中症事故防止から、当該地域・時間帯における屋外の運動を原則として行わない。
- ・万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応をする。

附則 本活動方針は、令和2年6月1日から施行する。